

電気通信役務利用放送法運用方針（平成十四年一月二十八日総務省訓令第9号）

電気通信役務利用放送法運用方針を次のように定める。

電気通信役務利用放送法運用方針

目次

総則（第1条・第2条）

登録（第3条～第5条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、電気通信役務利用放送法（平成13年法律85号。以下「法」という。）第3条から法第6条までの規定に基づく登録及び変更登録に係る運用方針を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の解釈については、法及び電気通信役務利用放送法施行規則（平成14年総務省令第5号。以下「規則」という。）に従うものとする。

第2章 登録

（登録）

第3条 法第3条第1項の登録の申請があった場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、登録を行うものとする。

（登録の拒否）

第4条 法第3条第2項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- （1）法、電波法（昭和25年法律第131号）放送法（昭和25年法律第132号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （2）法第9条第1項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- （3）法人であって、その役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの
- （4）電気通信役務利用放送の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

ア 経理的基礎

次の各要件に該当する場合は、経理的基礎を有するものと認める。

(ア) 電気通信役務利用放送の業務を行うに必要な設備の設置等に要する資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

(イ) 事業収支見積りにおいて、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入者予測を基に算出された内容のものであって、確実に事業計画を実施することが可能であると認められるものであること。

イ 技術的能力

次の各要件に該当する場合は、技術的能力を有するものと認める。

(ア) 電気通信役務利用放送設備を規則第3章に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を行うに必要な能力を有していること。

A 設備維持業務を自ら行う場合

設備維持業務に従事する者が、実務経験等からみて設備維持業務を行うに必要な能力を有する者と認められるものであること。

B 設備維持業務を電気通信事業を営む者その他の者に委託する場合設備維持業務を受託する者が、実務経験、事業実績等からみて設備維持業務を行うに必要な能力を有する者と認められるものであること。

(1) 設備維持業務を確実に実施することができる体制が整備されていること。

(5) 規則第3章に定める技術基準に適合する電気通信役務利用放送設備を権原に基づいて利用できない者利用しようとする電気通信役務利用放送設備を契約書その他これに準じるもの等により確実に利用できるものと認められる場合は、当該設備を権原に基づいて利用できる者と認める。

(6) 電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によって行われるようにするためのものとして規則第7条に定める基準に合致しない者

この場合において、規則第7条第4項の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1を超える議決権又は3分の1以上の議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、信託契約に基づき、証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、公益法人等(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該公益法人等の3分の1を超える理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある1又は2以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

（登録の処理期間）

第5条 法第3条並びに規則第3条及び第5条の定めるところにより、所定の事項を記載した申請書及び添付書類の提出があった場合は、次の各号により登録又は登録の拒否を行うものとする。

- (1) 申請者が法第5条第1項各号のいずれにも該当しないときは、原則として申請の日から1箇月以内に法第4条第1項の規定に基づき登録を行う。
- (2) 登録の申請の日から1箇月以内に登録を実施することができないおそれがある場合は、申請の日から3週間以内にその旨を申請者に通知する。この場合においては、申請の日から1.5箇月以内に登録又は登録の拒否を行う。
- (3) 登録を行ったときは、法第4条第2項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を文書により申請者に通知する。

登録を拒否したときは、法第5条第2項の規定に基づき、遅滞なく、文書により、その理由を付して、申請者に通知する。

（登録の準用）

第6条 第3条から第5条までの規定は、法第6条第1項の変更登録について準用する。この場合において、第3条中「法第3条第1項の登録」とあるのは「法第6条第1項の変更登録」と、第4条中「法第3条第2項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「法第6条第2項の申請書を提出した者が次の各号（第2号を除く。）」と、第5条中「法第3条並びに規則第3条及び第5条」とあるのは「法第6条及び規則第9条」と、「法第5条第1項各号」とあるのは「法第5条第1項各号（第2号を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、法の施行の日(平成14年1月28日)から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年7月15日から施行する。